平成２５年（フ）第１６６９号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番４―303号
債務者　藤原理恵子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９１号
札幌市白石区栄通１丁目14番31号　ハイツシド11号
債務者　小野島　修
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０６号
札幌市北区新琴似６条１丁目５番58号　ハウス手塚206号
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６１号
北海道恵庭市黄金南７丁目15番地５
債務者　岩瀬　　愛（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６９号
北海道千歳市高台６丁目３番18号
債務者　中津川裕崇
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３８号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川211―16　エステート藤川パートⅡ２号室、住民票上の住所群馬県前橋市力丸町435番地１
債務者　羽鳥　順一
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６５号
群馬県伊勢崎市曲沢町87番地　グラントレックⅡ205
債務者　岩村　光浩
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
群馬県吾妻郡長野原町大字応桑1732番地２チカヤアパート202号室
債務者　藤永　智子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８５号
群馬県前橋市富士見町小暮2239番地４
債務者　小林　　泉（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５号
岐阜県中津川市手賀野239番地の12　片山アパート
債務者　荒川　裕二
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６６号
三重県松阪市駅部田町62番地３
債務者　中西　裕彦
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第９３０号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地　14棟401号
債務者　北村　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３３号
京都市左京区岩倉花園町389番地４
債務者　白須　　守
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７６号
京都市伏見区新町４丁目463番地　コーポ蒼園203号室
債務者　塩山　宣文
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７８号
京都府京田辺市大住八王寺１番地１　小田方
債務者　鈴木　鉄兵
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９４号
京都市左京区一乗寺梅ノ木町１番地　翠苑荘206号
債務者　東　　沙穂
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３１号
京都市山科区勧修寺縄手町21番地　ドミール小野101
債務者　立津須美子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係